

みんなが主役のまちづくり

高浜町の福祉のために

ご協力のお願いします

社協の活動は、高齢、障がいのある方の配食や訪問、法律相談、困窮の方の支援など地域の皆さまのくらしの困りごとに支援しています

高浜町社協は、地域の皆さまをはじめ、福祉施設、ボランティア、企業などと協力しながら活動を推進している団体です。

お寄せいただいた会費は、社協が取り組んでいる貴重な財源として活用させていただきます。皆さまには、社協の活動にご賛同いただき、会員のご協力をお願い申し上げます。

会費の目安

- 個人一般会員 1口 1,000 円以上
- 個人特別会員 1口 3,000 円以上
- 企業特別会員 1口 5,000 円以上



皆さまからの会費は地域の福祉活動に使われています①

<まちなかバリアフリーチェック体験>

- 歩いていると気づけなかったけど、車椅子でいくと、凸凹していた！
- 困っている人がいたら、優しくしたいです。



《ボランティアセンター事業 小中学校での福祉教育》

座学だけでなく、地域での体験、交流を通じて思いやりの心を醸成していきます。

また、子ども向けだけでなく、大人の方向けの体験や講座も行っております。

子ども達から大人まで、笑顔で繋がる優しい高浜町を目指します。

<高齢者疑似体験>

今回の体験を活かして、自分のおじいちゃん、おばあちゃんにも手助けをしたいと思います。





皆さまからの会費は地域の福祉活動に使われています②

《食生活支援サービス》

安否訪問を兼ねて昼食を配達しています。ボランティアの方々にもご協力いただき、心のこもったお弁当をお届けしています。

その他にも、福祉相談事業、障がい者交流支援事業、各種福祉団体活動支援などの活動に役立てさせていただきます

【日々の活動はInstagramにて発信しています!→】



社協と会費の Q&A



Q. 寄付とどう違うの?社協会費って何?



A. 会費は寄付ではありません。会員みなさまに、社協のサポーターとしてご協力いただくものです。

寄付は、それぞれの趣旨のもと、集められるものです。

一方、社協会費は、高浜町の地域福祉推進のすべてに活用できるものであり、会員みなさまの参画の意識が、高浜町の地域福祉に大きく寄与するものと考えられます。

社協活動や地域福祉活動にご賛同いただき、会員として会費にご協力いただくことは、社協を応援していただき、地域福祉活動に参加するひとつの方法と考えています。



Q. 社協会費は強制ですか?



A. 社協の会費は“任意”であり、高浜町社協の取り組みにご賛同いただいた方に、金銭的なご協力をお願いしています。地域の福祉活動は、みなさまの会費によって支えられています。社協の趣旨にご賛同いただけましたらご加入くださいますようよろしくお願い致します。

社協の様々な事業は、会費等の財源面での協力の他にも、ボランティアとして福祉活動の参画いただいている方や区長さんをはじめ、民生委員さんや福祉関係機関や団体に支えられて実施できております。あらためて感謝申し上げます。



社会福祉法人

高浜町社会福祉協議会

介護の相談【緑ヶ丘事務所】

〒919-2372 高浜町緑ヶ丘 1-1-1

TEL (0770) 72-2480

FAX (0770) 72-3491

暮らしの相談【和田事務所】

〒919-2201 高浜町和田 117-68

TEL (0770) 72-2411

FAX (0770) 72-2422

【ホームページ】

